

# 保育園の入園を受け付けます!!

役場福祉こども課では、平成26年度に保育園入園を希望される児童の申し込みを受け付けています。

## □受付期間/12月30日(月)まで

※受付期間終了後に入園を希望される場合は、ご相談ください。また、平成26年度、出産後に入園の予定がある方は、事前にお知らせください。

- ▶申請書類配布・受付場所/役場福祉こども課児童福祉係、おひさま保育園、川湯保育園
  - ▶保育料/平成25年分所得税額、および25年度分町民税額により決定。
  - ▶入所基準/保護者いずれも(保護者と同居していない場合には児童の面倒を見ている方)が、次のいずれかの事情にある場合。
    - ①(家庭外労働)児童の保護者が家庭外での仕事のため、児童の保育ができない場合。
    - ②(家庭内労働)児童の保護者が家庭内での仕事のため、児童の保育ができない場合。
      - ※児童と離れての労働であること。日常の家事を含まない。
    - ③(母親の出産など)母親が妊娠中であるか、出産後間もないため、児童の保育ができない場合。
    - ④(親の傷病など)親が病気や負傷、心身に障がいがあるため、児童の保育ができない場合。
    - ⑤(病人の介護など)児童の家庭に、長期にわたる病人や、心身に障がいのある方がいるため、親がいつも介護に当たっており、児童の保育ができない場合。
    - ⑥(家庭の災害)震災、風水害、火災などの被害を受け、住居を失ったり破損したりしたため、復旧の間、児童の保育ができない場合。
    - ⑦前各号に類する状態にあると町長が認めた場合。
- 問い合わせ先/役場福祉こども課児童福祉係 ☎482-2921(課直通)、おひさま保育園 ☎482-2444 または ☎482-1087、川湯保育園 ☎483-2537まで。

## 各保育園の定員

名前	所在地	定員
おひさま保育園	泉1丁目11番1号	120人
川湯保育園	川湯温泉4丁目3番1号	45人

※入園対象/0~5歳児(平成26年4月1日現在)

# 環境省川湯自然保護官事務所レンジャー通信

## 『あつたらしいな』を形にしました

地域で、まちづくりについて、さまざまな議論をしています。それらの意見を踏まえて環境省では、次のような直轄施設の整備を行いました。

### ●ここにベンチがあつたらしいな

この秋、老朽化したテーブルやベンチを取り替えました。場所はつつじヶ原自然探勝路です。



晴れた日にはのんびりお弁当を

「ここにベンチがあると便利」という地元の方の声も取り入れ、整備を進めました。座り心地の良いベンチを設置し、早くも利用者の方から好評を得ています。休憩地はお弁当を食べたり、絵を描いたり、本を読んだり…。自然のゆったりとした時間や雰囲気を味わえる場所になりました。

雪が溶けたら、春の訪れとともに変化していくつつじヶ原を、ぜひ、お楽しみください。

### ●ここにライトがあつたらしいな

川湯温泉内にある足湯。その木道に、おしゃれなライトをつけました。

景観をより良いものにしていくとともに、観光客の方や地元の方たちが夜間、足湯周辺を散歩できるようにと、地域の声を取りまとめて設置しました。訪れてみると、心地良い川のせせらぎの音や、ゆったりとした夜の森の気配を感じられる、あなたのお気に入りの場所になるかもしれません。

## 体験!レンジャーのお仕事 つつじヶ原自然探勝路を管理してみよう

国立公園のレンジャー(自然保護官)のお仕事って何だろう? レンジャーの業務は、広範囲の国立公園の中で多岐にわたっています。その一部を子どもたちが体験し、国立公園の自然を肌で感じることを目的に「子どもパークレンジャー事業」を実施しています。

阿寒国立公園川湯地域では10月19日に実施、19人が参加。主につつじヶ原の探勝路上に伸びてきた植物を抜き取る作業を行いました。つつじヶ原は阿寒国立公園の中でも、特に大切にしなければならない場所ですが、子どもたちは探勝路を利用する方のために植物を取り除き、管理していく大切さも実感できたようです。

※つつじヶ原は特別保護地区に指定されており、植物の採取は一切禁止されています。今回は探勝路の管理のため、このような作業をしています。



「ほくもレンジャーになる!」 中原レンジャーの話聴きながら そう誓う子どももいました

植物の力強い根っこに 子どもたちはびっくり!

問い合わせ先/環境省釧路自然環境事務所川湯自然保護官事務所 ☎483-2335

# 除雪作業にご理解とご協力をお願いします

除雪作業の出動は、降雪量がおおむね10cm以上、または地吹雪、吹きだまりで交通に支障があると判断されたときに、主要幹線および通学路、集乳路線を優先的に行います。

「吹雪、暴風雪警報発令中、および夜間」の除雪は、原則的には行いません。



### □路上駐車は除雪の障害

除雪作業で最も障害になるのが、路上での駐車です。路上に放置された車のために、除雪車が通れなかったり、除雪作業ができなかったりすることがあります。

### □歩道などに物を置かない

歩道や路肩に、陳列品や旗立て用のコンクリート、木材などを置いておくと、吹きだまりの原因になったり、除雪の障害にもなったりします。あらかじめ、道路から離れた場所に移動させてください。

### □除雪車には気をつけて

除雪車の運転技術者は、安全第一で細心の注意を払っていますが、作業稼働時は大変危険です。

特に子どもの行動には目を配り、除雪車に近づけないようにしてください。

### □玄関前の雪は皆さんで

除雪車が通った後に残される、玄関前などの雪の山。後始末を考えると、誰もが憂うつになってしまいます。

除雪車の機能や、広い地域を迅速に回らなければならない作業の性格から、どうしても雪を残してしまいます。

大変ご苦労をおかけしますが、各家庭や事業所で取り除いてください。

### □道路に雪を捨てないで

除雪したばかりの道路に、雪を捨てるといった光景を毎年多く見かけます。この雪が凹凸を作り、交通事故を誘発する原因にもなりかねませんので、注意してください。

### □消防水利に雪を捨てないで

「消防水利」と明示されたポールがある場所は、災害など緊急時の通り道になりますので、雪を捨てないでください。

これから降雪シーズンを迎え、今年もまた厳しい冬に突入です。

町では、皆さんの生活や生産活動を支えるために除雪作業を行いますが、皆様のご協力を得て、除雪作業をスムーズに進めることが経費抑制の上でも必要不可欠となってきますので、ご理解とご協力をお願いします。

町道除雪についての問い合わせ先/役場建設課 ☎482-2941(課直通)

道道除雪についての問い合わせ先/釧路建設管理部弟子屈出張所 ☎482-2147

# 大切な家を守るお手伝い

## 住宅建築資金の一部を助成

町では、住宅建築と定住の促進、地域の振興を目的に、住宅の新築・増改築、リフォームなどに要する費用の一部を助成しています。対象は本町に本店または支店、事業所のある町内業者と工事契約をした方で、金券取扱店として登録した店舗や事業所などで使える金券での助成となります。詳しい要件や手続き、助成金額などについては、お問い合わせください。

### ▶助成額

- 新築・増改築(500万以上)/工事請負契約金額の5%以内で、50万円を限度。
- 増築・リフォーム/助成対象経費の10%以内で、20万円を限度。

### ▶金券の取扱店を募集しています

建築資金の助成金として発行される金券の取扱店を募集しています。対象は町内に本店事業所を有し、事業を行っている方です。建設業に関わらず、小売業や飲食店、理容業など、たくさんの店舗の登録をお願いします。

## 住宅相談窓口を開設しています

「これから住宅を建てたい」「現在お住まいの住宅建て替えやリフォームなどのアドバイス」など、有資格者がさまざまな相談に応じます。

## 無料耐震診断と耐震改修補助を行っています

1981(昭和56)年以前に建設された一戸建て住宅に対し、無料で簡易耐震診断を行っています。耐震改修に対する補助も行っていますので、ぜひご相談ください。

問い合わせ先/役場建設課 ☎482-2941(課直通)